

## 第2次豊田市立こども園民間移管計画 パブコメ結果 概要

### 1. 実施概要

---

#### ○意見募集期間

平成28年1月1日～31日

#### ○意見数

➤通数 191通

➤件数 228件

#### ○意見の概要

①計画全体に関すること	(53件)	
②目的・方針に関すること	(16件)	
③公立と私立の違いに関すること	(10件)	
④移管法人に関すること	(12件)	
⑤保育の質に関すること	(9件)	
⑥保育サービスに関すること	(7件)	
⑦保育の内容に関すること	(9件)	
⑧保育士の処遇に関すること	(6件)	
⑨保護者負担に関すること	(4件)	
⑩待機児童に関すること	(10件)	
⑪財政負担に関すること	(9件)	
⑫その他・記述なし	(83件)	計228件

### 2. 主な意見と市の考え方

---

(1) なぜ公立園で3歳児の受入枠の拡大をすることはできないのか。

⇒ 本市では、昭和40年代の人口急増の際、私立幼稚園を誘致し、3歳児の幼児教育を担ってきていただいた経緯があります。そのような経緯から、私立幼稚園への一定の配慮が必要と考えています。また、私立園の場合、その運営費に対して国県から手厚い財政支援が受けることができますが、公立園では受けられません。様々なことを総合的に判断し、民間移管という手法により3歳児の受入枠拡大を図ることとします。

(2) 入園要件のない3歳児受入れについて、地域による不公平感がないように配慮すべきである。

⇒ 第2次豊田市子ども総合計画のためのニーズ調査により、上郷及び高岡地区の3歳児幼児教育のニーズが明らかになりました。今後も、定期的なニーズの把握に努め、地域の特性に合わせた適切な対応を進めていきます。

(3) 民間移管をするメリット、デメリットは何か。

⇒ 本計画における民間移管のメリットは、入園要件のない3歳児の受入枠が拡大できること、私立園ならではの教育・保育サービスが提供できることです。また、デメリットとして、移管後は、市の職員から法人の職員に一斉に切り替わることが考えられますが、移管前年度の1年間、市の職員と法人の職員によ

る共同保育を実施し、引継ぎを丁寧に行うとともに、保護者との意見交換などにより、不安の軽減に努めます。

(4) 移管法人は、よく吟味して、選考していただきたい。

⇒ 移管法人は、学識経験者、会計経理の精通者、保護者団体の代表者等により構成する選考委員会の意見を聴いて選考します。法人の教育・保育の目標、教育・保育施設の運営実績等の観点から総合的に判断し、適切な法人選考となるよう努めます。

(5) 保育内容や方針が変わることは、保護者や子どもの不安に繋がるので、そうならないように配慮してほしい。

⇒ 移管法人募集の条件として、移管園の経営（保育内容、行事、保護者及び地域関係者との連携など）は、原則、移管前のこども園の方法を引き継ぎ、保護者ニーズに即した適切な教育・保育を実施することとします。また、変更する場合は、保護者ニーズを考慮し、慎重に対応することとします。

(6) 移管園の良い保育方法を共有し、既存のこども園でも対応してほしい。

⇒ 現在でも、園長会や職員研修は公立・私立合同で実施するなど、公私立間での情報交換が可能な環境にあります。また、移管後は、他の園の職員が移管園の保育の様子を見る公開保育研修を実施する予定ですので、良い保育内容は既存のこども園での対応も検討することができます。

(7) 民間の特色を生かした幼児教育を提供出来るよう期待します。

⇒ 過去に民間移管された園においても、体操教室等の特色ある教育が実施されています。移管園が保護者とよく協議し理解を得たうえで導入することが重要です。

(8) 安全性を確実に担保するため、定期的な指導監査をすべきある。

⇒ 市には、私立園に対する指導監督権限があり、年1回指導監査を実施しています。これに加え、移管後2年間は、より細かく指導監査を実施する予定です。

(9) 民間移管により保育士の質が低下しないよう、保育士の処遇や労働環境の改善を図るべきである。

⇒ 保育士の配置基準等は、公立も私立も同じです。また、現在でも、私立の保育士の処遇が公立の保育士と同等なものとなるよう、私立の法人に対して補助金を支出しています。

(10) 市税により整備した建物を、なぜ民間に譲渡してしまうのか。

⇒ 移管当初は建物を貸与しますが、一定期間後は譲渡する予定です。ただし、建物を貸与又は譲渡しても、園運営の用途にしか使用できません。仮に、用途に従って使用しない場合は、市に返還することとなります。また、建物譲渡により、今後必要となる施設の修繕等について、移管法人が市の補助金を使って対応することとなるため、市の財政負担の軽減に繋がります。